## 新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付·開設 時間	備考
事業者	国の支援策や資金繰りに関すること	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした国の支援策や資金繰りに関すること	経済産業省 中国経済産業課 「中小企業課 相談の270-783-183 「中国経済産業 局事業者相談 82-224-5661	【中小企業金融相談窓口】 9:00~17:00 (平日) 【事業者相談窓口】 8:30~17:00 (平日)	
		新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する融資	広島県 経営革新課 (082) 513-3321	8:30~ 17:15 (平日)	
	中小企業融資制度 (景気対策特別資 金)	業況悪化している中小企業者等に対し、 運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内(据置期間1年以内) ・利率 1.0%以下	商工振興課 (0823) 25-3814 【申込先】 取扱金融機関	8:30~ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
	セーフティネット保 証 4 号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安 定に支障を生じている中小企業者への資 金供給の円滑化を図るため、信用保証協 会による保証限度額の別枠化等を行う制 度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年等同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合:100%
	セーフティネット保 証 5 号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近3か月間の売上高等が,前年等同月比 5%以上減少していることが条件です。 保証割合:80%
	社会福祉施設等に対 する融資(独立行政 法人福祉医療機構)	新型コロナウイルス感染症により事業の 継続に支障が生じた社会福祉施設等に対 する融資をします。	独立行政法人福 祉医療機構 福祉貸付専用窓 ロ 0120-343-862 03-3438-0403	9:00~ 17:00 (平日)	
	業務の一時中止等に	工事従事者または業務従事者に感染が確認された場合や、感染拡大防止のため、 工事または業務の一時中止や工期延長の 意向がある場合の対応についての相談窓 口です。	技術監理室 (0823) 25-3412	8:30~ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉市発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについて」をご覧ください。
	構築促進事業	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に挑戦する中小企業等を支援します。限度額(補助率)1.5億円(1/3~)	事業再構築補助 金コールセン ター 0570-012-088		

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付·開設 時間	備考
事業者	中小企業等 事業再 構築促進事業の上乗 せ補助	前項の補助金の第9回公募分までの採択者に対し、上乗せの補助を行います。限度額(補助率)300万円(事業者負担額の1/10) ※大規模事業所(従業員概ね300人以上)の再編等に伴い影響を受ける事業者には、取引割合に応じて、更に加算があります(限度額300万円)	商工振興課 (0823) 25-3308	8:30~ 17:15 (平日)	
	呉商工会議所	上記支援制度の対応や資金繰り等の相談 を行う経営相談窓口を設置しています。	中小企業相談部 (0823)21-0151	8:45~ 17:15 (平日)	
	呉広域商工会	上記支援制度の対応や資金繰り等の相談 を行う経営相談窓口を設置しています。	本所 経営支援(0823) 70-5660 音戸支所 (0823) 52-2281 倉橋支所 (0823) 53-0030 川尻支所 (0823) 87-2139 安浦 84-5800 下蒲 刈支所 (0823) 86-1055 蒲刈支所 (0823) 66-1055 豊浜 5 億823) 66-1055 豊大	8:30~ 17:15 (平日)	最寄りの支所へ ご連絡ください。
個人· 事業者	徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少(※)があり、納税が困難である場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間を限度に、徴収を猶予します。	収納課 (0823) 25-3201	8:30~ 17:15 (平日)	(※)収入が前年同期に比べておおむね20% 以上の減少
	上下水道料金の支払い猶予・分割納付	上下水道料金の支払いが困難な場合,支 払い猶予や分割納付の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービス センター [平日] (0823) 26-1622 [休日] (0823) 26-1600	平日・休日と もに、8:30~ 17:15	

作成: 呉市 福祉保健部 福祉保健課 TEL(0823)25-3265 FAX(0823)24-4863